1/21(月) 2018

8800万円脱税 税理士に有罪

国税OB事件で地裁判決

大阪地裁は21日、国税OBと共謀し、約8800万円の法人税法違反（脱税）の罪に問われた税理士の永田博子被告（62）に懲役1年、執行猶予3年（求刑懲役1年）の判決を言い渡した。永田被告が代表の大阪市の税理士法人「ナイスアシスト」＝解散手続き中＝は罰金400万円（求刑罰金500万円）とした。

増田啓祐裁判官は「税理士でありながら脱税を続けたことは非難を免れないが、従属的立場だった」と述べた。

判決によると、2009～11年の3年間、ナイスアシストを実質的に統括していた大阪国税局OBの元税理士、細名高司被告（61）らと共謀し、顧問先のホストクラブやナイスアシストの売り上げの一部を除外する方法で、法人税計約8800万円を脱税した。